

東京都港区立図書館条例

昭和二十五年十二月五日発行
第九号 火曜日

目次抄

東京都港区立図書館条例(制定).....(七三)
東京都港区営白金共同作業所条例(制定).....(七三)
東京都港区児童遊園設置条例(制定).....(七三)
東京都港区営白金共同作業所條例施行規則(制定).....(七五)
東京都港区立図書館々則(制定).....(七五)

條 例

◎東京都港区條例第十六号
東京都港区議会の議決を経て、東京都港区立図書館條例を、次のように定める。

昭和二十五年十一月十五日

東京都港区長 中西清太郎

東京都港区立図書館條例

(図書館の設置)

第一條 東京都港区に図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第一一八号)による、東京都港区図書館(以下「図書館」という。)を左の通り設置する。

名 称	所 在 地
東京都港区立麻布図書館	東京都港区麻布宮村町六十七番地

(図書館の目的)

第二條 図書館は、図書、記録の類を蒐集保存して、区民の閲覧に供し、その教養及び學術研究に資することを目的とする。

(図書館の事業)

第三條 図書館は、左の事業を行う。
館内閲覧、館外貸出、図書類の買上、圖書の受贈その他必要な附帯事業。

(入館料等)

第四條 図書館は入館料、閲覧料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対價をも徴收しない。

(賠償責任)

第五條 図書及び物品を紛失、汚損又はき損した者は、同一の図書若しくは相当の金額をもつて賠償しなければならぬ。

(入館禁止)

第六條 次の各号の一に該当する場合は、区長は入館を拒み、退館を命ずることができる。

- 一、設備その他の事情により利用の余力がないとき。
- 二、傳染病疾患のある者、その他風紀を乱す虞があると認められる者。
- 三、閲覧についての規定又は掲示に背き若しくは係員の指示に従わない者。
- 四、その他入館を不相当と認めたとき。

第七條 この條例の施行について、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

第八條 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年十月一日から適用する。但し、第四條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
第九條 昭和二十六年三月三十一日までは、左の通

り入館料又は閲覧料を徴收する。

- 一、入館料
一回五円 但し、回数券による場合は十回券三十五円、五十回券百二十五円。
児童一回一円。
- 二、館外閲覧料
一冊一日につき五円、若しくは回数券一枚。

◎東京都港区條例第十七号

東京都港区議会の議決を経て、東京都港区営白金共同作業所條例を、次のように定める。

昭和二十五年十一月十五日

東京都港区長 中西清太郎

東京都港区営白金共同作業所條例

(名称及び設置)

第一條 東京都港区営白金共同作業所(以下「作業所」という。)を、次のように設置する。

名 称	所 在 地
東京都港区営白金共同作業所	東京都港区芝白金三光町二十七番地

(目的)